

防衛省情報本部におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領(<https://www.mod.go.jp/dih/open-zissi.pdf>)に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書を持って申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約相手方とします。

3 件名等

件 名	空調機器
規 格	別添見積書参照
数 量	別添見積書参照
納期（履行期限）	令和4年9月30日
納地（履行場所）	情報本部（小舟渡）
添付書類	参考見積書、見積書、仕様書
同等品審査申請書 提出期限	—
参考見積書提出期限	令和4年7月13日（水）10時00分
見積書提出期限	令和4年7月13日（水）10時00分
防衛省競争参加資格	物品の販売等「D」等級以上 全国
決定方式	総価

- 4 防衛省競争参加資格について全省庁統一資格を有しない場合は、防衛省、他省庁又は自治体との契約実績など過去の実績等により十分な履行能力が証明できる者で、契約担当官等から参加が認められた者に限る。
- 5 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先
防衛省情報本部ホームページ(<https://www.mod.go.jp/dih/service.html>)
〒162-8806 東京都新宿区市谷本村町5番1号
防衛省情報本部総務部会計課（担当：金井（かない））
電話：03-3268-3111(内線31752) 直通FAX:03-5225-9641

見 積 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
防 衛 省 情 報 本 部
総 務 部 長 伊 藤 敬 信 殿

住 所

会 社 名
代表者名

印

(税抜)

内 訳

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額	備 考
空調機器	仕様書のとおり (DIH-LD-21050)	式	1			
合 計						
納期： 令和4年9月30日		納地： 情報本部(小舟渡)				

- ・「暴力団排除に関し、入札及び契約心得を承諾しております。」
- ・「暴力団排除に関する特約事項を承諾しております。」

※ 見積価格は、(~~税込~~ ・ 税 抜) の価格で計上

参 考 見 積 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
防 衛 省 情 報 本 部
総 務 部 長 伊 藤 敬 信 殿

住 所

会 社 名

代表者名

印

(税抜)

内 訳

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額	備 考
空調機器	仕様書のとおり (DIH-LD-21050)	式	1			
合 計						
納期： 令和4年9月30日		納地： 情報本部(小舟渡)				

- ・「暴力団排除に関し、入札及び契約心得を承諾しております。」
- ・「暴力団排除に関する特約事項を承諾しております。」

※ 見積価格は、(~~税 込~~ ・ 税 抜) の価格で計上

調達要求番号：BP-25D1-611234

情 報 本 部		仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	空調機器	D I H - L D - 2 1 0 5 0	
		大 臣 承 認	令和 年 月 日
		作 成	令和 3 年 1 2 月 1 0 日
		改 正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作 成	情 報 本 部 電 波 部

1. 総則

1.1 適用範囲 この仕様書は、情報本部（小舟渡）（以下、「官側」という。）で使用する空調機器（以下、「製品」という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

1.2.1 カタログ製品 製造会社等の商品目録又は営業案内に記載されている物品であって、当該製造会社名等と品名、形式等を指定することにより、製品の品質、形状、性能、その他必要事項が確定できる製品をいう。

1.2.2 室内機電気配線 配電盤と製品の室内機を電氣的に接続する配線をいう。

1.2.3 室外機電気配線 製品の室内機と室外機を電氣的に接続する配線をいう。

1.2.4 配管及び配線等 冷媒配管、室内機電気配線、室外機電気配線、ドレイン管、化粧カバーをいう。

1.3 引用文書等 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するもののほかは、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。なお、引用文書等に定める内容が、この仕様書に定める内容と異なる場合には、法令等を除き、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 法令等

情報本部における立入禁止場所等に関する達（情報本部第4号）

防衛省所管物品管理取扱規則（平成18年防衛庁訓令第115号）

2. 製品に関する要求

2.1 一般事項 製造会社の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

2.2 製品の構成及び数量 製品及び数量は表1によるものとし、契約の相手方が準備するものとする。

表1 製品の構成及び数量

No.	製 品	カタログ製品名	単位	数量	備 考
1	空調機器	東芝パッケージエアコン RCSA08043JXU 又は同等以上のもの（他社の製品を含む）	式	1	
	（構成内訳）				

表 1 製品の構成及び数量（続き）

No.	製 品	カタログ製品名	単位	数量	備考
1. 1	室内機	東芝 AIC-RP804H 又は同等以上のもの（他社の製品を含む）	台	1	
1. 2	室外機	東芝 ROA-RP803HSJ 又は同等以上のもの（他社の製品を含む）	台	1	上記対応品
1. 3	配管及び配線等	—	式	1	

2.3 実施内容 既設の撤去対象器材である空調機器を取外し、集積場所に撤去するものとする。
また、設置対象器材である空調機器を設置するものとする。

2.3.1 実施時期 本契約の実施時期については、事前に官側と調整するものとする。

2.3.2 実施場所 本契約を実施する場所は、新潟県新発田市小舟町 3－2－1 2 情報本部小舟渡通信所とする。

2.3.3 実施計画書の作成 契約の相手方は、契約締結後速やかに、次に示す内容を記載した実施計画書を作成し、官側の確認を得た後、**4.1**に基づき提出するものとする。

a) 作業予定表（作業の実施は、原則平日とする。）

b) 作業要領

c) その他必要事項

2.4 撤去

2.4.1 撤去の概要 撤去対象器材を既設位置から取り外し、**付図 1**に示す撤去対象器材集積場所に集積するものとする。

2.4.2 撤去対象器材 撤去対象器材は、**表 2**によるものとし、小舟渡通信所1室内の室内機、同室外の室外機、配管及び配線等とする。

表 2 撤去対象器材

No.	製 品	カタログ製品名	単位	数量	備 考
1	空調機器	東芝パッケージエアコン GHD-146	式	1	
	（構成内訳）				
1. 1	室内機	東芝 AIC-P800H	台	1	
1. 2	室外機	東芝 ROA-P800H	台	1	
1. 3	配管及び配線等	—	式	1	

2.4.3 冷媒回収 撤去対象器材から関係法令に基づき、冷媒（フロンガス）を回収するものとする。

2.5 設置

2.5.1 設置の概要 設置対象器材を**付図 2**に示す場所に設置するものとする。

2.5.2 設置対象器材 設置対象器材は、**表 1**による。

2.6 動作確認 設置完了後、設置した製品等が異常なく性能を発揮していることを確認するために動作確認を実施するものとする。

2.7 実施報告書等の作成 契約の相手方は、作業完了後速やかに、次に示す文書を作成し **4.1**に基づき官側に提出するものとする。

a) 実施報告書

b) 納品書

c) 単価表

2.8 資材の準備 本契約の実施に必要な資材については、契約の相手方が準備するものとする。

2.9 廃材の処理 本契約において発生した廃材については、契約の相手方において適法に処分するものとする。

3. 品質保証

3.1 監督・検査 監督及び検査は、支出負担行為担当者等が定める監督・検査実施要領による。

4. 提出書類

4.1 契約の相手方は、**表3**に示す提出書類を作成し、官側の確認を得た後、提出するものとする。

表3 提出書類

No.	名 称	数量	提出時期	提出先	媒体	備 考
1	実施計画書	1 部	契約後、速やかに	情報本部 小舟渡 通信所	紙	a) 作業実施日時、作業実施項目、要領を記載すること。 b) 任意様式
2	実施報告書	1 部	作業完了後、速やかに			a) 実施計画書に基づく実施内容を記載すること。 b) 任意様式
3	納品書	3 部	作業完了後、速やかに			防衛省所管物品管理取扱規則 に基づき作成すること。
4	単価表	3 部	作業完了後、速やかに			a) 製品及び資材、役務の各単価を記載すること。 b) 任意様式

5. その他の指示

5.1 官側の支援 契約の相手方は、次の事項について官側の支援を必要とする場合は、官側と調整し、無償で官側の支援を受けることができる。

a) 現地における官側が保有する電話、電力、水等の使用

b) その他、支出負担行為担当官等が必要と認めた事項

5.2 情報の保全等 情報の保全等は、次のとおりとする。

a) 契約の相手方は、契約履行上、直接又は間接的に知り得た事項について関係者以外に漏らしてはならない。

b) 契約の相手方は、本契約の履行にあたり、電子計算機、可搬記憶媒体及び携帯型情報通信・記録機器を持ち込み及び持ち込み使用することが必要な場合は、事前に官側と調整し、防衛省が規定する関係規則類に基づき、許可を得るものとする。

c) 契約の相手方は、持ち込み及び持ち込み使用する電子計算機、可搬記憶媒体及び携帯型情報通信・記録機器に対し、複数のウイルススキャンソフトでウイルス等の混入がされていないことを確認し、その結果を官側に提示するものとする。

5.3 立入禁止場所への立入り等 立入禁止場所への立入り等については、次のとおりとする。

a) 契約の相手方は、本契約の履行にあたり、立入禁止場所への立入りが必要な場合には、事前に**情報本部における立入禁止場所等に関する達**に定める申請を行い、許可を得るものとする。

b) 立入禁止場所への立入の申請を行うにあたっては、秘密保全に対する意識が十分に涵養されている、立入にふさわしい人物をもって充てるものとする。

c) 立入禁止場所の入退室及び作業にあたっては、官側の立会者の統制に従うものとする。

5.4 附属品 附属品は、**表 1**に指示する場合を除き、製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

5.5 養生 契約の相手方は、施設等を破損することのないよう養生するものとし、破損した場合は監督官へ報告するものとする。なお、養生に必要な材料は、契約の相手方が準備するものとする。

5.6 仕様書に対する疑義 この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官と協議するものとする。

付図1 器材撤去



付図2 器材設置場所

